

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令要綱

第一 外国人住民の特例等に関する事項

一 日本の国籍の取得又は喪失の場合において、住民票の記載及び消除を行うものとする。 (第八条の二関係)

二 日本の国籍の取得又は喪失の場合において、住民票の消除がされたときは、住民基本台帳カードが失効しないものとする。 (第三十条の二十関係)

三 通称並びに通称の記載及び削除に関する事項を外国人住民に係る住民票の記載事項とすること。 (第三十条の二十五関係)

四 外国人住民の通称に関し、住民票への記載等の手続に係る規定を設ける等、所要の改正を行うものとする。 (第三十条の二十六関係)

五 外国人住民の通称の記載及び削除に関する事項に関し、住民票への記載の手続に係る規定を設ける等、所要の改正を行うものとする。 (第三十条の二十七関係)

六 外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣からの通知は、電気通信回線を通じて送信

する方法等により行うものとする。 (第三十条の三十一関係)

七 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 政令で定める日に関する事項

一 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号。以下「改正法」という。）附則第三条第一項の政令で定める日を平成二十四年五月七日とすること。 (附則第一条の二関係)

二 改正法附則第九条の政令で定める日を平成二十五年七月七日とすること。 (附則第七条の二関係)

三 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第三 その他の事項

一 住民基本台帳法施行令の規定の適用について、指定都市の特例を定めるものとする。 (第三十二

条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第四 施行期日に関する事項

この政令は、公布の日から施行するものとする。